

第十三回 参議院厚生委員会會議録 第三十三号

(九七六)

昭和二十七年七月二十五日(金曜日)午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀藏君
井上 なつる君
深川 タマエ君

委員

大谷 肇潤君
小杉 繁安君
中山 壽彦君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
河崎 ナツ君
赤松 常子君
山下 義信君
谷口 弥三郎君
青柳 一郎君

衆議院議員

國務大臣 大橋 武夫君
警察予備隊長 江口 見登留君
本部次長 安田 巖君

政府委員

厚生省社会局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

衆議院法制局側

参事(第二部長)

参事(第二部長)

参事(第二部長)

参事(第二部長)

参事(第二部長)

第八部

厚生委員会會議録第三十三号 昭和二十七年七月二十五日【参議院】

日本赤十字社法案を議題にいたしました。質疑を願います。

○河崎ナツ君 日本赤十字社法案の重要な部門といたしましての実務部隊とでも言いますか、救護員のことにつきまして、少し聞かして頂きたいと思つて、昨日その取扱、その人たちの職務に對しましての種々の取扱につきましては一応済みしたのでございますが、救護員の職務の方面につきましてももう少しはつきり聞かして頂きたいと思つてございまして、と申しますのは、この救護員の大多数は看護婦さんでございまして、その看護婦さんたちの今日この法案に對しまして不安の聲が大分ございまして、伺ひまして、皆に安心をさせてやりたいと思つて、次第でございまして。

先ず第一に救護員の養成でございまして、今日は前と違ひまして、本格的な看護婦の養成所が各所にございまして、これらの救護員としての使命を果し得る看護婦は、日赤の看護婦の養成で救護員となさるというところにお考えになるのでございまいしうか。若しもそうであるといふことは、日赤が戦前、戦時中、戦後の看護婦の養成、本格的な養成の御報告がございまして、こういう報告の状態でこれから後足るのでございまいしうか。それとも又そういうことにつきまして新たな御計画をお持ちでございまいしうか、それを先ず伺ひて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 救護員の養成でございまして、只今のところ看護婦の養成につきましては、日本赤十字社が現在経営しております赤十字女子専門学校、並びに三十三カ所の高等看護学院を擴張いたしましたり、又新らしく設置いたしてその養成の擴大に努めることとなると思ひます。なお赤十字社の事業に動いてもらふということに相成ります看護婦さんは、ひとり赤十字社において養成せられた者だけでは足りない場合もございするもので、その他の看護婦さんをお願いする場合もあり得るのでございまして。

○河崎ナツ君 もう一つ伺ひて頂きます。その養成せられた看護婦さんの非常の場合におきまして、その非常時参加いたしますところの……、それに協力することに努めなければならぬといふ、まあいざ協力義務という言葉を使つておられますが、協力するようになつておられますが、それ協力する程度がどの辺でございまいしうか。これだけでははつきりいたしませんので、看護婦の態度をきめさせなければならぬのではないかと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 御指摘の点は、第二十九條の第三項の規定に関するものでございまして、只今御指摘の通りに、「努めなければならぬ」と規定いたしました、一応公法上の義務を課したものと解釈されるのであります。

○河崎ナツ君 重ねて伺ひたいのでございまして、応じないといふと、併し応じないからといつて別に罰はないけれども、その応じない条件と言ひましようか、正当のまあ理由がなく、そういうことをその人が課せられて応じない場合もありますね。又實際本人が弱いとか、家庭の事情がどうとかいう条件もございしますが、そういうところにつきましては、多少お考えのとこ

ろがあるでございまいしうか。その辺も伺ひて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 初めに養成いたします際に、特に赤十字社の行ふ救護業務に深い理解を持つておる者について養成を行います。深い理解を持つておる者でございするから、普通の場合には召集に應じてくれると思ふのでございまして。ただ併しなから、御家庭の事情なり、或いは体の事情なりで召集に應じないこともよく了解できますので、そういう際には個々の場合につきまして、日赤のほうと話し合ひをするということに相成るうかと思ひます。

○河崎ナツ君 もう一つ伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今の御質問の応じなければならぬ期間とはどの程度であるかといふことにつきまして、従前日赤におきまして、その看護婦さんの義務年限を十二年としておつたやうであります。今後は大体これを七年程度にするという考えと聞いております。

○河崎ナツ君 もう一つ伺ひて頂きます。昨日この救護員のかたの待遇のことにつきまして触れて聞いたのであります。救護員の養成のところ、この3といひました、殊に義務ではありませぬけれども、応じなければならぬと思ひ、だから殆んど応じるようになるでしうけれども、まあそこで養成せられた看護婦さんは応じなければならぬといふやうな、まあ一つ様

はめられておるかのごとくになります

たいと思います。

〔理事深川タマエ君退席、委員長
着席〕

はこの卒業学校の程度におきましては、それから又修業年限におきましては、且つ日赤のほうにおきましてはいろいろの特典を養成者に與えております。経済的に特典を與えておりますが、日赤に限らずそういうところでも特典を與えて、今日看護婦を養成いたしておりますから、その間にそう違ひがないのです、心構えといたしまして、日赤といたしまして、この多少応じなければならぬ義務を果し得るように養成なさつて行こうとなさると思ふのでありますが、看護婦さんといはしましては、今日は昔日の日赤にあつたよりもつとああいふ態度に當つてより看護婦さんの実力におきましても、養成の結果に現われるものもはつと普遍化しておると思ひますが、そういう救護員の養成の場合、それを殊に

○衆議院議員(青柳一郎君) 先ほどの御質問の中に日本赤十字社で養成した看護婦さんだけでは足りないのではなからうか、もつと他の看護婦さんの協力を求める必要がありはしないかという御意見も含まれての御質問がございましたのでございますが、それに関連いたしまして日赤において養成せられたのではない、看護婦さんの協力を求めるに際しまして、その日赤で養成せられたにあらざる看護婦さんの協力を得るためにそういう看護婦さんと話合いをいたしまして、その志望者につきまして前から少くとも協力を得られるような資料を整える必要があろうと存じます。それにつきましては、日赤におきましてもそういう看護婦さんにつきまして登録するというのを考えております。

ですが、ところがもはや今日ではそういうふうな命を帯びておりませんのです。ここでも今そういうふうな協力しなればならんというようなことをわざわざこの法に書いて非常に強く出さなければならんというところに又使命の一つの重要な点もありますけれども、今日の情勢から考えまして、ここでそういうふうな形に出すというよりも、こういう人に対しては、各々他において養成せられて十分な技術も持つておるかたがありますから、広くそういう希望者を登録して、その登録した人たちで以て果せるというようなやり方をお考えになるといってお考えはないかかというわけであります、今のあなたのおつしやいました協力しなればならんという、この日赤の看護婦さんだけでは足りんから、他のほうからとい

容を整えなければ相成りません。そう
いう意味からいたしまして、日赤で養
成せられた看護婦さんにつきまして
特別な公法上の義務を課する必要があ
ろうかと存するが故に、かかる規定に
相成つておるのでございます。

○山下義信君 今日提案者に対しま
して、この法案の中に規定されてあり
ます国の補助と憲法の関係について御
所見を明確にしておきたいと存するの
であります。それで本法の第三十九條
におきまして、助成の一條が設けられ
てありまして、日赤に対しましては普
通の條件より以上に有利な條件で貸付
をし、その他国有財産の譲渡に関し
も特典が與えられてあるようになつて
おるのであります。この御趣旨といた
しますところと、憲法の第八十九條と
の関係につきまして伺いたいと思つた

のでありますが、このように法律がなつておる。極めて結構であります。私は今後日赤が本然の姿に立返つて、一朝非常有事の場合には日赤の特別の立場を以ちまして、人類愛の活動がなされることを非常に期待して本法案の成立を急いでおるわけですが、つきましては、最近警察予備隊のほうで婦人部隊の募集のことが新聞に載つておるわけがあります。どういう内容でありますかはこれを審らかにいたさないのではありませんが、極めて簡略な新聞報道記事によりますと、看護婦部隊というようなものができて、恰も進時軍が持つておりますようなと同様の御構想ではないかと考えるのであります。これは單に警察予備隊の隊員の何かさういふ衛生業務に従事するばかりでありますのかどうか。先づ第一進

協力せしめる場合……、他のそういう
ほうからここで日赤で養成した義
務、そういう義務に協力せしめるとい
う多少の義務に枠をつけるよりも、広
くほかにも志望者がございましょうか
ら、そういう志望者というものを中心
にして、或いは平常から、嘔嘆の場合
に志望者を募るわけに参りませんが、
そういう意味から進んでそういうこと
を果そうとする人を登録して置いて、
そうしてそういう人たちの希望を叶え
て行くというような方向に、こういう
ふうな強力な責務を興えて行くという
広いそういうふうなところに枠を擡げ
て行くというお考え、そういうお考え
でしようか。一応それも伺つておき

○河崎ナツ君 私の言葉が足りなかつたと存じますが、日赤の看護婦では足りないから他の人からもそういうふうな志望者を募つてはどうか、これは先ほどそういうふうな空氣がちよつと降かるところからお話がございましたのですが、そこで述べたのでありまして、それだからそうせよというのではなくて、私はあれからヒントを得て考えて日赤の看護婦さんにだけという、こういうふうな協力をしなければならんという實務で縛るということにつきましては、これは私少し……、昔も師範学校というものがあつて、そこで養成せられた教員は何か年間、初めは随分長かつたのでありますが、そういう義務という形を以て縛られるといつた

う意味では私の考えはなかつたのでございまして、そこでもう一つお考えを頂きたいと思うのでありますが……。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今思ひ違ひをいたしまして失礼いたしました。結局御質問の要旨は、日赤で養成せられておる看護婦さんに対して公法上の義務を課しておる点につきましての御疑問かと思いますが、さように解釈してよろしうございますか。

○河崎ナツ君 まあそれでお話を進めて下さい。

○衆議院議員(青柳一郎君) その点につきましては、日赤で養成いたしました看護婦さんは、日赤の経費の負担におきまして養成され、又更に日本赤十字社の精神をよく行い、日本赤十字社

であります。……委員長今大橋國務相が見えたようでありますから、如何ですか、極く簡單なんですが、大橋國務相への質疑をこの際いたしまして、そうして提案者に今の質疑をいたしたいと思ひますがよろしうございますか。

○委員長(梅津錦一君) よろしうございます。

○山下義信君 それでは大橋國務相に伺いたのであります。実は今回日本赤十字社法を制定いたしましたして、同社の本格的な活動を期待するということに相成りましたのであります。その日本赤十字社の今後なさんとする事業に對しましては、国が大いに監督をいたしまして、又國といたしましては日赤に大いに活動させるべき適當なる仕事

に看護婦を募集いたしましたして警察予備隊にその婦人看護婦隊といひますか、そういうものを設置なさるうとする bodies の御構想を承わりたい、これが第一点であります。

それで第二点は、先ほど江口次長に私は資料を渡しておきました、日本赤十字社法が成立をいたし、業務が軌道に乗つて来、國が大いに協力して来るといふことになりますと、いろいろ日赤でも計画するだろうと思ふのであります、その構想の一端としては、非常災害時におきましては相当大規模な救護態勢といふものを考へて行かなければならない、この非常有事の際といふのは即ち天変地異というような災害でありますけれども、ただ單なる

天変地異の災害だけでなくいたしまして、如何なる非常時態に際しましても赤十字社としての立場からの活動というものも考えられて行かなければならないというような、計画構想の一端もあるやに我々資料として承知いたしておるのであります。そういう赤十字社が非常な大規模な非常救護態勢を準備するということになりますと、警察予備隊が国内の治安に対して特別の任務を持つておられますその職責上から、国民のいゝな障害、何と言いますか、そういうことに對しまするか、從つて警察予備隊におきましては、どういふ大事態が、そういう隊員のただ衛生救護といつたようなことだけでなくして、危機を被つた国民、或いは一朝有事の場合に非常な広範に而も多数の者が被害を被るといつた場合において、救護態勢といふことも又大なる治安の対策の一環でありますから、政府におきましては、殊に治安当面の責任者におきましては、かかる計画に對しましては何と申しますか、非常なお考え、御連絡を願わなければならぬように考えるのであります。そういう場合における警察予備隊としてのお考えはどうであらうか、何らかのお考えをお持ちになつておられますかどうかということが第二点であります。

以上大橋國務相から御所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊におきましても、衛生の問題が極めて重大な問題がございますし、殊に出動いたします際等におきましては、いゝな面においてこの方面のお世

話になることは多いと予想せられるわけでございます。従ひまして警察予備隊自体といたしまして、衛生施設の強化増充といふことは創立以來極力努力をいたしておるところなのでございます。而してこれが編成といたしましては、先づ通常予想されます警察予備隊の必要機関としては、原則的に警察予備隊はみづから施設を備え、それによつて処置をいたして参るといふ建前となつておるのでございます。これがために現在の警察予備隊の編成といたしましては、十一万の定員でございまして、この十一万の編成を北海道に一方隊、又そのほかの全国の区域をも含めまして全国に四管区隊、こういうことになつておまして、これを現在總隊總監部が統轄をいたすことに相成つておるのであります。従ひまして、先づ警察予備隊の地方的の單位といたしましては、管区隊といふものが考えられるわけでございます。この管区隊は約一万五千を以て一管区隊を編成いたすことに相成つております。この一万五千の管区隊の中には三つの普通科連隊と一つの特科連隊があるわけでございます。又一つの衛生大隊を持つてこのうち各普通科連隊には衛生中隊が一中隊ずつ属せしめられておまして、これは百七十六名の定員から成つておるわけでございます。而して特科連隊においては衛生隊が一隊属せしめられておりますが、これは六十八名の定員を持つておにいたしております。衛生大隊といたしましては、一管区隊に一大隊が配属せられておるのでございすが、これは衛生大隊本部六十三名、急救中隊七十名、治療中隊八名、合

計二百四十一名の定員を持つておにいたしております。このほかに各管区隊には施設大隊、即ち主として技術的な使命を持つておにいたする施設大隊がございまして、この施設大隊には二十四名からなる衛生隊を属せしめるといふことになつておるわけでございます。これが各管区隊に附屬いたしておにいたする衛生部隊でございますが、このほか總隊總監部の直結の部隊といたしまして、即ち各管区隊に属せしめられておりません中央直轄の独立部隊といたしまして、次のような部隊があるわけでございます。第一は基地病院、これは固定五百床を将来施設いたしたい予定でありますが、この定員は六百六十四名でございます。救急病院四部、先ほど申し上げました基地病院は二部隊を予定いたしておにいた。合計六百六十四名でございます。救急病院はつまり應急の手当をいたします。救急病院は四部隊でありまして、これは四つの部隊より成りまして定員八百八十四名、それから後送病院四部、これは三つの部隊からなりまして八百八十二名、独立後送中隊一中隊六十名、独立救急車六中隊四百六十名、衛生補助中隊、衛生関係の補給を使命といたす中隊でありまして、一中隊でありまして二百五十八名、移動外科病院二部隊二百四十名、衛生検査隊一隊五十二名、歯科医療班三六六名、食糧検査班八班四十名、診療隊八班百三十六名、移動歯科補綴班二班二十四名、中央歯科技工隊一隊二十八名、X光線班八班二十四名、予防衛生中隊一班六十六名、これら独立の部隊の合計は三千七百八十四名、こういうことに

相成つておるのでございますが、まだこの定員は充実に至つておらないのでございます。特に幹部の充実に於いて非常に遅れておにいたするから、目下幹部要員の採用といふことに全力を盡している次第でございます。と同時にこれらの部隊が固定の施設を必要とするものがございまして、これらの固定設備の建設といふことも差迫つた任務に相成つておにいたするものといたします。かように警察予備隊の衛生関係の施設といたしましては、管区隊に属しております部隊と、中央直轄の部隊とから成つておにいたするわけでございます。このうちで中央直轄の機関に相成つておにいたする基地病院、救急病院、後送病院等の病院におきましては、当然收容者のために、或いは医師の診療を援助いたしますために看護婦を必要としたのでございます。この看護婦の定員といたしましては、約三百名を予定をいたしてあるのであります。これは現在在職看護職員でないところの一級職員といたしまして十名を採用いたしてあるのでございますが、併し部隊でありまする病院の必要な人員でございまして、でき得る限り、正規の人員を以て充足することが望ましいと考へられるのであります。この正規の人員といたしましては、十一万の定員のうち、約三百名を予定いたしてあるのでございます。従ひまして、八月以降におきまして、制服隊員としての看護婦を採用いたして行こう、こういう計画を立てておにいたしてございまして、近く看護婦が婦人隊員として所定の制服を着て、制服職員として勤務をいたすことに相成ると思つてございしますが、その使命は専ら病院にお

ける看護業務に相成つておにいたする。以上が警察予備隊におきまして現在の衛生関係の組織の概要でございますが、これを運用いたして参ります上におきましては、赤十字社のごとき公的な機関の援助を受けなければならぬ点は多々あると存するのでございまして、現在におきましても、病院は未だ建設をせられておりませんので、国立病院その他一般の病院に患者の診療を委託いたしてあるのでございますが、所在の地方におきましては赤十字病院に診療を委託するといふこともあり得るわけでございます。又赤十字病院の看護婦等の援助をお願いするといふこともあるわけでございます。今後看護婦の養成等について予備隊みずからの機関を持つていふことは望ましいのであります。直ちに実現困難と思われまします。看護婦養成機関としての赤十字社の御援助をお願いしなければならぬといふこともあらうかと思ひます。殊に警察予備隊の衛生施設といふものは、大体、大抵な場合において自分で賄へるという建前を以て組織いたしてあります。併し只今申し上げましたごとく、基地病院或いは後送病院の設備といふものは非常に少ないのでございまして、従つて非常に多数の患者が出ました場合においては、当然他の一般の病院に御援助を願わなければならぬ場合が多々あらうと存じます。そういう場合において、赤十字社から御協力を頂くといふことは極めて望ましいことであるとおにいたしてございまして、かように赤十字社に警察予備隊としては衛生の面におきましては、非常にお世話にならな

ればならない点が多々あると存するの
であります。何分にも現在の段階に
おきましては、警察予備隊の衛生部隊
自体の編成に追われておるような実情
でございます。他との協力につきま
して具体的に交渉をいたし、いろ／＼
とお願いを申上げるといふ段階にまだ
至つておらないのでございます。併し
この点は、早速予備隊といたしまし
て、一定の方針の下に御協力を頂くよ
うにお願いをいたすべき時期があるこ
とと考えておるのでございまして、そ
の際におきましては、赤十字社の伝統
ある大きな力に期待するものが私ども
として多大なものがある、かように存
じておる次第でございます。甚だ簡単
でございますが、一応御説明を申上
げた次第でございます。

○山下義信君 詳細な御説明を承わり
まして、承知いたしましたのでござい
ます。非常な大きな衛生部隊をお持ち
な。丁度昔時の軍隊の持つておられ
た衛生部隊と全く同様なわけであり
ますが、併し又、赤十字社との関係に
つきましての御考慮は、御方針、御趣
旨を多といたすのでありますが、是非密
接な一つ御連絡をおとり願つて、万遺
漏ない御研究を願つておきたいと思
うのであります。この衛生隊の、と申
しますか、この独立部隊の任務は主と
して十一万の隊員の衛生管理にあるよ
うであります。一般の何と申します
か、憂慮すべき事態のそういう状況下
におきまして、危険を被りましたよう
な一般国民の救護というようなことも
この警察予備隊の衛生特別部隊とい
いますか、独立部隊は活動いたすのであ
りましようか、どうでありましよう
か。その辺の御構想はどういうふう

なつておりましたら。承つておき
たいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 只今申上げ
ました。警察予備隊の衛生施設とい
うものは非常に大きなものでござい
まして、平常大体内において部隊内の患者を
收容いたしまして、相当の余力がある
と存するのでございまして、もとより病
院等の施設は非常に小規模でござい
ますから、これについては余り裕りが
できるということはないかと存じます
が、併し移動用の診療等の機関は非常
に大きなものでございまして、平常は
その訓練に當つておるといふ状態で
ございまして、従いまして、一般災害に際
しまして、地方の非常事態、殊に多数
の負傷者、病人、こういう事態がで
きましたような場合に、これを救護のた
めに処置するといふような場合には非
常に適当な施設であるといふことが一
般的に言ひ得ると存するのでござい
ます。警察予備隊は今改正案で、本日
当院において本会議にかかりますと
ころの保安庁法におきましては、災害
の際に地方機関の要請により救護のた
めに出動するといふことになつており
ます。これは交通通信の杜絶に對して
予備隊の通信機能を利用して迅速に通
信の回復を図る、或いは隊員の活動に
よつて交通機能の回復を図る、或いは
いろ／＼災害地の取片づけその他救護
に行くばかりでなく、糧食の運搬と
か、或いは負傷者、病人等の輸送、又
現地におきましますところの救急診療と
いうようなことも含みまして、災害
出動の際準備いたしておる次第で
ございまして、従いまして、地方の実情
上必要があるといふ場合におきまし
ては、予備隊といたしましてはむしろ予

備隊の業務の妨げになるどころか、予
備隊といたしまして最も貴重な実地の
訓練の機会を與えらるゝといふよう
な、予備隊として感謝すべき機会であ
るとも考えられますので、でき得る限
り地方の役割に立ちますように出動
して救護に御協力をいたすといふ方針
をいたしておるわけでございまして。現
在までにおきまして、災害のために予
備隊が出動した例も数回に亘つてお
るのでございまして、例えば山口県にお
ける水害であるとか、或いは鳥取市に
おける火災でありますとか、或いは北
海道における震災でありますとか、こ
ういふ際に予備隊が出動をいたして救
護に當つた事例はたくさんあるわけで
ございまして。これは勿論必要の場合に
は中央直轄の部隊が急急に派遣せら
れる場合もございまして、今までのと
ころは主として管区に所屬いたしてお
ります衛生部隊、或いは連隊、大隊
に所屬いたしておられます衛生中隊、こ
ういふようなものが出動いたしまし
て、急速な救護に協力をいたしてお
る、いふ実情でございまして。

○山下義信君 大橋国務相の御答弁に
よりまして、大体了承いたしましたので
ありますが、なお私の承わらんとし
ておりました点が若干残つておるよう
に思われるのであります。多くは申上
げませんで、むしろ私は希望いたして
おる、或いはいいと思ひます。当面の国務
相並びに幸いに江口次長も見えてい
る、この衛生部隊の活動の御構想は大
体了承した。局部的にいわれる天変地
異の災害等において予備隊の力をから
ざるを得ない、例えば山口県下の先般
の例のごとく非常に地方住民が感謝
いたすような御活動も願つた、或いは又

その他の場合もあり、今後もあるでし
よう。私の希望いたさんとする点は、
非常に広汎な面でも好ましくござる、好
ましくござる、いふこともこれは何と申
しますか、憂慮せざるを得ないこの非常
な事態に際しては、申上
げるまでもない警察予備隊が備えてお
るものを以て、そういう非常な広範
囲に亘つて、この種なる恐るべき武
器によつて多数の国民が殺戮せられ、
非常な害を蒙るものが多数発生いた
したといふ場合には、この警察予備隊
の衛生部隊は負傷した隊員の收容手当
になお手が足りないといふような状
態、若し数々の国民がいろ／＼な傷害
を蒙つたような事態が発生したとき
は、誰がそれを救護するか。そのま
ま捨て置いて果して治安が保てらる
かどうか。阿鼻叫喚の音がさまじくな
つて来るかといふ事態には誰がそれ
をせられるかといふことになる、そ
こまでは警察予備隊の独立部隊、こ
れは大規模な編成で、なか／＼四千近い衛生部隊は
大きな部隊であるけれども、これは足
らない。日本赤十字社がこの際敵味
方の差のない中立性を持つていて、赤
十字社の救護活動に持たざるを得ない
といふことがまあ多く考えられる。そ
ういふことに關しまして、将来警察予
備隊は国の治安の確保の上におきま
して、日本赤十字社が終戦後空白状
態に陥つた状態から本然の赤十字社
業務に立返るということにつきま
して、強力なる御協力を願わなければ
ならぬ。政府としてもお考え願わな
ければならぬ。十分一つ緊密なる御
連絡を願わなければ、二重三重にな
りまして、例えば看護婦の取り合
いをするとか何とかがあつてはなら
ない。又い

ろいろな混乱を生じてはならぬのであ
りまして、先ほどの国務相のお話
でその辺の御配慮があるように承
知いたしました。ありますが、なお本案の審
議の本日の過程におきまして十分そ
の辺の御考慮が願わしい。且つ又予
備隊としてのみならず、国務相は政府の關
僚の一人といたしまして、赤十字社業
務の強力なる御援助について御努力
下さる御意思がありますかどうかとい
う点も承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御趣旨は十
分に了承いたしました。私も警察予
備隊の立場をいたしまして、私ども
から賛同をいたしておる次第でござ
います。将来警察予備隊の衛生機
関の運営に當りまして、十分赤十字
社との連絡を確保しまして、相
寄り助け合つて非常の場合にお
ける救護といふ業務の万全を期す
ようになつておきたい。かように
存することを申上げてお答えいた
しました。

○山下義信君 私の質疑は終了いた
しました。

○委員長(梅津一君) ほかに御質疑
ございせんか。

○山下義信君 では、最前提案者に同
つておりました憲法第八十九條との
関係につきまして御答弁を頂きたい
と思ひます。それで極く簡略にいた
しますから、適当に御答弁願ひたい
のであります。憲法の規定の公の支配
に屬しなければこれ／＼してはなら
ん、こういうことに対しては、本法
は如何なる御留意がなされてあるか
といふ点を御指摘を願ひたいと思
つております。

○衆議院議員(青柳一郎君) この法案
の第三十九條と憲法の第八十九條の關

係につきましての御質問でございます。憲法の八十九條は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、助成することを禁止してゐるのであります。本法案の制定の趣旨と法案の内容から考えまして、役員については解任勧告の規定を設けまして、又會計及び業務につきましてはその報告及び検査につきましてこれを規定いたしました。ほか、監督処分や定款変更の認可についても規定すること等、日本赤十字社の人事、會計業務等につきまして嚴重な監督がなされることとから、公の支配に属するものであると言ひ得るのであると存じております。すでに私立学校法、生活保護法及び社会福祉事業法につきまして、その例を見るほどであります。従いまして、これらの立法例と同様の解釈によりまして、日本赤十字社の施設又は設備に對し、助成をすることができると存するのでございます。なお、この点につきましては、衆議院の法制局並びに社会局長より御答弁すべきものと存じます。

○衆議院法制局參事(飯島眞男君) 只今の問題につきましては、青柳議員からの御答弁で大體盡きてゐると思ひますが、この憲法の公の支配という概念をどう見るかということにつきまして、まあ非常に憲法の規定自体がその疑問、まあ疑問と言ひますか、非常にあいまいな表現をとつておられますので、解釈上いろいろな説がなされてゐるのでございますが、憲法制定当時の趣旨から申しますと、この当時の私立学校なり或いは社会事業は、認可なり或いは政府の監督を受けるということになつておつたのでございますが、

そういう程度の監督ならば、その補助金をやつてもよろしいというふうな解釈の下に、憲法は制定されたと思ひます。当時の政府側の説明によりまして、そういう趣旨でできておると存じております。ただその後司令部あたりの関係で多少その辺の解釈が窮屈になつたこともあつたように思ひますが、只今青柳議員の御指摘の通り、或いは社会福祉事業法の制定のあたりから、又その辺の解釈が多少この憲法制定当時のように解釈がまあ緩和されて行つたように考えられますのでありまして、今回の立案に當りまして、そういうふうな傾向を參照いたしました。只今のような規定を設けまして、憲法との関係の調整を図つたのでございます。

○山下義信君 いや、社会局長から何かあるかと思つて待つていたのです。が、発言がありませんから……。

そういたしますと、提案者の見解では、公の支配に属すべきということ、は、まあ本法に規定せられてあるやうな程度の監督で、憲法の公の支配というものの範圍に属するのであると、こういう見解である、こういうことであるが、そこで私は伺ひたいのであります。この法律案の趣意、年次報告といひますか、法務總裁のほうから出ておられますそれによりまして、いふと、公の支配とは、厚生、人事業務内容及び財政等について、公の機關から具體的に發言、指導又は干渉がなされることを言ふと、こういうふうな、まあ非常に嚴格なことを定義し、まあ意見を示しておるようであります

が、従来のそういうふうな考え方から見ますと、少し今法制部長の言われたやうに、緩やかな一つ考へ方になつておるのではありませんか、これは解釈なり、意見によりましていろいろな緩急があると思ひますが、そういう意見に對しましては、只今の法制部長の説明、本法の規定等から読み合せまして、その辺の異動と言ひますか、見解の点はどう考えられますか、具體的に承つておきたいと思ひます。

○衆議院法制局參事(飯島眞男君) 只今御指摘になりました法務總裁の見解と申しますのは、恐らく昭和二十四年二月十一日附で當時の法務調査意見長官から發せられました回答を指すのであらうと思ひますが、この見解によりまして、成るほど今山下委員のおつしやいましたやうに、まあかなり嚴格な解釈をとつておるやうに存するのでございます。ただ先ほども申し上げましたやうに、この憲法の公の支配という解釈は、まあいろいろな人からいろいろな意見がなされてゐるのでございます。が、この今の法務調査意見長官の回答がなされた後にございまして、私立学校法それから社会福祉事業法というものが内閣の提出によりまして、そういう法律案が成立したのでございまして、その法務調査意見長官の見解のなされた時期なり、或いは只今申し上げました法律の制定された時期等を考へまして、先ほど申し上げましたやうに、この憲法八十九條の解釈が、憲法制定當時に政府側からなされてゐた見解の程度にまで緩和されて來たのであるやうに考へられるのでございまして、そこでこの社会福祉事業法なり、私立学校法におきます規定と

同じやうな規定を置きまして、憲法との調和を図り得たと考へるのでござい

○山下義信君 私も大體は提案者と同じ意見であります。で、この公の支配の解釈が非常に嚴重であつたこと、今日の解釈の変遷は、これは當然この我が国の情勢に即応いたしました。こゝうあるべきでありまして、私も同様にして、公の支配に属するやうなものであるが、殊にこの日本赤十字社法の中に規定せられてある公の支配に属するという憲法の條章に抵触せざる御注意につきましては、恐らく赤十字社の持つておられます中立性とあつた点ではないかと思ひます。私にはこの公の支配に属するやうなことが、若し嚴格に解釈をせられれば、それが政府の干渉のごとき状態となり、従つて日本赤十字社が時の政府に從属する機關のごとき形になることを一面又非常に恐れるのでありまして、この憲法の解釈を嚴格にいたさなければならぬという主張を私はするものでない。提案者と同様な見解を持つておりますが、立法のこの際明確にいたしておかなければならぬ。今後政府が監督する、その監督の心がまえ、並びに本法を運用いたします諸般の政府監督、或いは認可その他のことがいろいろ謳われてある、その運用の方針といふものがこの立法の際に立法者の意思を明確にいたしておかなければならぬといふので、この質疑を試み

することを、ここに先生がたに對して、深く感謝の意を表する次第でございます。

○山下義信君 最後に私は提案者に伺つておきたいのは、本法の提案理由の御説明の最後の前の第七に「日本赤十字社の行い事業に對し、国又は公共団体に助成の途を講じたことにより、赤十字社に對して十分助成をする」とあるわけなんです。実は昨日も日赤関係者を参考人として政府當局に對する御質疑が試みられた。この点について、同僚中山委員からも御指摘があり、他の委員からも御指摘があつたのであります。社会局長も厚生省當局者として十分その点を考慮して、赤十字社の計画あればそれを聞き、又いろいろ今後とも十分その趣旨を尊重するといふことをおしやつたのであります。ところが、私どものこの本法を本院が受取つて予備審査以來この法案を持つておりました間の印象としては、そういう点が何だかまだ物足りない。今大橋國務相に來てもらつて、あれはあれの側から又關心を持つように願つたわけでありまして、提案者におかれましては、この点につきまして十分政府を御奨励下されましかどうか。これは折角赤十字社法を作つて、いろいろ監督を並べて、憲法八十九條とどうじややうじやといふことをここでお互いに念を入れまして心配をいたしまして、肝腎の政府が強力なる協力をしないといふのは、これは日本赤十字社に一つの特種法人格を與えたといふだけで、昨日伊藤副社長の言われたよう

に、國際的に一つの政府から承認をされたといふだけのことであつて、何も取柄がないことになる。それこそ昨日参考人諸君が申されておつた、新らしい門出の危険な一歩になつて来る。これは國が強力に赤十字社行爲に對し非常な好意を持つて積極的協力をすること、裏付けがあつてこそ赤十字社法制定の価値がある。そういう点につきまして、衆議院、殊に提案者等におかれましては、十分政府當局にその辺を御督促おき下されたかどうかといふことも承つておきたいと思ふ。

○衆議院議員(青柳一郎君) この法案を提案するに至りますまで、相当長期間に亘りまして小委員会を設け、その間に政府當局の出席を求めまして、たびたび政府當局の出席を求めまして、でき得る限りの政府の了承の下にここまで至つたのが事實でございます。従いまして、私どももいたしましては、政府におきまして、この三十九條による助成につきましては、相當の覚悟を持つておられると存じます。殊に先ほども大橋國務相に對しまして山下先生から御質問がございましたように、事態の推移如何によりましては、政府といたしましても相當な覚悟をせざるべからざる立場に至るといふことは必然でございます。そういう点から私といたしましては、政府當局におきまして十分なる覚悟を持つておると、こゝ存じております。

○藤森眞治君 二、三点伺いたいのですが、前回の委員会、災害救助法とそれからこの第三十三條の關係について伺ひまして、殊に第四項につきまして、少し法制局のかたの御意見にもわかりにくいような点があつたかと思ひますので、災害救助法と第三十三條と

の關係を御説明願ひたいと存じます。○衆議院法制局参事(岐島眞男君) この第三十三條によりましては、「国は、赤十字に關する諸條約に基く國の業務及び非常災害時における國の行い救護に關する業務を日本赤十字社に委託することができ、このうちふうになつてゐるのでございます。それから又災害救助法の第三十二條によりまして、都道府県知事は國の機関として救助又はその応援の実施に關して必要な事項を日赤に委託し得ることになつてゐるのでございます。この兩者の規定の關係如何という御質問の趣旨かと存じますが、この災害救助法の救助の規定も、こちらの日赤法案の第三十三條も、國の業務の委託の場合の一つの規定を成してゐるのでございます。ただ災害救助法におきましては、只今申上げましたように、非常災害時におけるところの救助なり応援の実施という具体的な事項を主として考へてゐるのでございますが、この日赤法案におきましては、それよりもつと広い場合を予想いたしました。非常災害時においてこの災害救助法では賄ひ得ないような場合があり得るといふことも十分に察知せられますので、そういう場合におきまして、國は非常災害時における國の救護業務を日赤に委託するといふように規定いたしましたのでございます。

それからその場合における費用の補償のことでございますが、この災害救助法によりましては、都道府県知事が委託をしました場合におきましては、その費用は都道府県が負担するといふことになつてゐるのでございますが、この日赤法案は只今申上げましたよう

に、それよりもつと広い救護業務の委託の規定でございますので、そういう災害救助法で参りました場合には都道府県が負担することになりますけれども、災害救助法で委託し得ない場合に、こちらの日赤法の第三十三條で委託しました場合におきましては、その費用の全部乃至一部を國がみずから直接負担する、こういう關係に相成るうかと思ひます。

○藤森眞治君 この四項は業務を委託された場合には費用の全部又は一部を負担するといふことになつておりますので、業務が委託されない場合にはこれは負担しなかつてもいいといふふうにとれるのですが、併し災害救助といふものは、災害が起つて、それから委託されて、それから設備を整備するとかどうとかじやない。おおよそ災害といふものを予想して、そうしてそれに備へるための相當な準備がなければならぬ。これに對する國の費用の全部又は一部負担といふものが必要じやないかと思ひます。この辺の解釈は如何うになるでしよう。

○衆議院法制局参事(岐島眞男君) 只今私も申上げました説明が多少あいまいな点があつたのでございますが、業務を委託しました場合に、日赤で要した三十三條の第三項に規定があるのでございます。三十三條の四項は只今御指摘がございましたように、その業務の委託がございましたあとにおいてその業務の費用の負担と、そういうふうではございませんので、むしろそういう委託された業務を実施するためにあらかじめ必要な施設なり、設備を整備しておく、そういう整備をしておきま

した場合におきまして、その費用をこの三十三條の四項で國が負担するといふのでございまして、只今の御質問の通りの御趣旨と考へるのでございまして、さうしますと、あらかじめ赤十字で或る災害を予想してこれ／＼これ／＼の施設又は設備が必要だといふことになりまして、それに對して國はこの費用を負担する、こういうことに解釈していいわけでございますね。

○衆議院法制局参事(岐島眞男君) その通りでございます。○藤森眞治君 そういたしますと、昨日非常救護体制整備計画概要というものを頂きましたのですが、これを見ますと、なか／＼甚大な計画がございまして、さういふことが、これが果してこゝういふふうな、この何を見まして、当然必要なことは考へられてゐるのでございまして、こゝういふふうな甚大な計画が果してできるかといふことに一つの疑問がございまして、昨日も実はこの第三十九條につきまして私質問を赤十字當局のほうにいたしましたのですが、赤十字側としては立法者でないために、十分この財源の措置につきまして大蔵當局その他へは赤十字としてしてない、恐らく立法者のほうとして、してあるところを思ふといふ、こゝういふ御質問があつたので、その点につきまして、三十九條と今ここに出ておるこゝういふふうな計画との關係について、どういふふうな、実はいきさつになつておるの

でございまして、さういふか。○衆議院議員(青柳一郎君) 只今御指摘の非常救護体制整備計画に關しまし

は、これはこの程度のもので持つて行くことを理想とするものでございまして、逐次各種の客観的情勢に應じまして、ここにまで持つて行つてもうことを熟慮しておるものでございす。大蔵当局におきましても、この問題がどこまで発展してどの程度の整備をしたらいいかということにつきましては、非常に心配といふますか、よく知つておきたいという熱意を持つておりまして、絶えずこの法案につきましては大蔵当局と連絡をいたしております。従いまして、大蔵当局におきましても、ここまで持つて行くことにつきましても、相当な考慮を必ず拂いつつあると、こう存じております。

○藤森眞治君 その点はそれでよく承いたしました。次にやはり第三十九條との関係でございしますが、先般の委員会でも私申し上げましたように、赤十字社の持つておられるいろいろな医療機関、これが私は衆議院のほうでは独立採算制をとるといふふうのお話があつたように承知しておりますが、私どもはどこまでもこれは医療法の第三十五條による公的医療機関の性格を持たなければならぬというように考えておるわけですね。殊に新しく強い立派な特別法人の形で出ますといたしますと、率先してこういう形に入らなければならぬのじやないかと考えるのでございす。そういたしますと、当然ここに医療機関の運営の上から相当に欠損と申しますか、費用の不足が予想されるのではないかと、そういうふうにお考えのようですが、そういう意味におきましても、やはり第三十九條によつて国がこれを助成するという方針に出るものでしょうか、どうでしょう

か、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一朗君) お答えいたします。現在日本赤十字社が経営いたしておりますか医療機関といたしましては、もうすでに御存じのよう、百六十四カ所上る多数の医療機関を持つておるのでございす。これらの施設は日本赤十字社という一つの法人格の下に経営せられておるものでありますので、その経営権は当然本社に帰属するものであります。従いまして、全施設に亘る総合的な運営は本社において指導いたし、医療施設が真に公的医療機関としてその使命を果すようにいたさなければならぬと存じております。ところで、日本赤十字社が行う医療施設の独立採算制と申しますのは、個々の医療施設の通常の経費につきまして自給自足を維持する程度のものでございまして、完全な自主経路を指すものではございせん。従いまして、この通常経費につきましては別に国からの助成を考へておらないのでございす。なお病院の経営につきましても、全施設を特別会計の下に一元化いたし、病院経済の総合運営を行うように検討いたしますことが、日本赤十字社の実態に即応するものと思つておるのでございす。

○委員(梅津錦一君) 正十二時になりましたが、会議を続行いたししょうか、どうししょうか。
○中山善彦君 ちよつと休憩をしまして、そうして小委員会を開いて、その後本委員会を続行したらどうかと思ひますが、お諮りを願ひます。
○委員(梅津錦一君) 中山さんの御意見では続行ということで暫時休憩に入るといふこととございす。御異議ございせんか。
○委員(梅津錦一君) それでは、さういたします。暫時休憩いたししょうか。
午前十一時五十九分休憩
午後零時二十九分開会
○委員(梅津錦一君) これより引續いて厚生委員会を再開いたします。質疑を続行いたします。
○井上なつゑ君 私はこの際、政府当局に対してちよつともう一度念を押しておきたいと思ひます。それはほかでもございせんが、この赤十字社法案の審議に當つて一番問題になつておりますことは、赤十字社の財政でございす。すぐにも災害救助をしなければならぬといふことになりますれば、必要なものはこれは財政の面だろふと思ふのであります。財政の擴充だろふと思ふのです。それで政府当局におきましては、このことはどんなに考へになつておられましようか。特別の予算でも見積つてでもすぐにも赤十字の援助をするように考へになつておつて下さるか、その点を承わりたいと思ひます。それはどういふ意味かと申しますと、この政府にも先般何と申しましようか。この法案に対して特別大きな予算は取つていないと、事業の進展につれて予算を取るつもりであるといふ言葉を伺つたのでございす。けれども、少々それに対して不安を感じますので、この法律が通過いたしますと、すぐに災害救助が起らんと制限らないのでございす。これに對して予算の裏付けをして下さるかどうかといふことを念を押しておきたいといふことが一つ。

それからもう一つは、昨日の質疑で以て大體救護員の災害扶助の問題が明らかになりましたのでございす。けれども、必要なことは、災害救助法を一刻も早く改正して頂きたいということとございす。それでこの政府におきましては災害救助法の改正を次の国会にすぐにも改正なさる意思があるかどうか。このことを特に念を押しておきたいと思ひます。御答弁願ひたいと思ひます。
○政府委員(安田廣君) 第二の災害救助法の改正の問題でございすが、私としては早速それについて手をつけたいと思ひます。ただ予算の裏付けその他がございすので、そういう問題につきましても、努力をいたしたいと思ひます。それから第一の本法案の第三十九條でございすけれども、今のところ昨日申しましたように、私どもとして別に具体的な計画を持つてゐるわけではございせん。ただこの第三十三條等を見られましてもわかります通りに、赤十字に関する諸條約に基づく業務というものは一体どういふもので、そうしてそれは今どういふような客観情勢にあるからどれだけの仕事をしなければならぬといふふうなことが起らない限り、すぐにこれに對して幾らということは考へられないと思ひます。
第二の災害時における国の行なう救護に関する業務も、これは昨日申しましたように、一応現在の災害救助法といふものは府県知事といふものを災害救助の主体にいたしてございす。そうして府県知事に相當の権限を持たしてゐるのであります。そうして日本赤十字

県知事と医療救助につきまして契約をいたしてゐるような關係になつております。更にこれが規模が大きくなりましたならば、地方の災害救助対策協議会といふものを設けたら、又全国的なものは中央の災害対策協議会のほうでいろいろ計画を建てたり、特定の権力を持つたところの指示その他ができるようなことになつており、現在ではそういうふうなことでやつておりますが、今の後段のほうの仕事はどんなのかといふことは言われても、私どもまだ十分その点について意見を申し上げられない段階にございす。そういう点をよく研究いたした上で、第三十九條のような措置をとるようになつたいと思ひます。
○委員(梅津錦一君) ほかに御発言もございせんようですから、質疑は盡きたものと認めて差支えございせんか。
○委員(梅津錦一君) 質疑は盡きたものと認めます。それでは本案に關して小委員会長の御報告をお願いいたします。

○山下善信君 日本赤十字社法案に關する小委員会の経過を御報告申し上げます。

○委員(梅津錦一君) 正十二時になりましたが、会議を続行いたししょうか、どうししょうか。
○中山善彦君 ちよつと休憩をしまして、そうして小委員会を開いて、その後本委員会を続行したらどうかと思ひますが、お諮りを願ひます。
○委員(梅津錦一君) 中山さんの御意見では続行ということで暫時休憩に入るといふこととございす。御異議

○委員(梅津錦一君) 中山さんの御意見では続行ということで暫時休憩に入るといふこととございす。御異議

○委員(梅津錦一君) 中山さんの御意見では続行ということで暫時休憩に入るといふこととございす。御異議

○委員(梅津錦一君) 中山さんの御意見では続行ということで暫時休憩に入るといふこととございす。御異議

○委員(梅津錦一君) 中山さんの御意見では続行ということで暫時休憩に入るといふこととございす。御異議

ましての陳情を聴取し、又共同募金側に対しても、適当な注意を與える等、審議上の参考にいたしました。今日まで慎重審議をいたしましたのでございます。その結果本案に對しまして次の通り修正すべきものと決定をいたしました。

案 日本赤十字社法案に対する修正

日本赤十字社法案の一部を次のように修正する。

附則第八項中「旧法人は、」の下に「三分の二、」を加える。

附則第九項中「当分の間、」を削る。

附則第二十五項（地方税法の一部改正）第七十八條の改正規定中「第十條の社会教育関係団体」を「第二十一條の公民館」に、「社会教育関係団体が行う社会教育」を「公民館が行う社会教育」に改め、同項第三百四十八條第二項の改正規定中「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に、「十の二」を「九の二」に改める。

右の通りでございます。修正の理由は省略をいたしておきます。なお小委員会といたしまして、本法が議決に際し、日本赤十字社に對しまして、当委員会の決議を以て數個條の事項を要望すべきものであると決定をいたしました。右決議の文案等は中山委員に御一任をいたすことに決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。

○委員長（梅津錦一君）これより順次討論に入ります。御発言を願います。

○中山壽彦君 私は本案に對しまして、ここに附帶決議をつけてこれに賛

成を表したいと存じます。附帶決議を朗讀いたします。

日本赤十字社法制定の趣旨にかんがみ同法の施行とともに左の基本方針に基いて社業の改善と擴充に努めるものとする。

一、機構並びに人事の刷新

（一）社員制度を確立すること

（二）社費に拠る財源を確保すること

（三）本部、支部の機構を改善すること

（四）医療機関の運営機構を強化すること

（五）支部長は民主的選出方法によること

（六）人事の刷新を図ること

二、募金

（一）現在の募金は社費の徴収による財源の不足分についてのみ当分の間認めること

（二）二カ年後においてもなお相当額の一般募金を必要とする場合は厚生大臣の許可を受けて行うこと

（三）日赤以外の一般募金については政府の監督を強化すること

三、会計監査

日赤の会計については本部、支部を通じて政府の会計監督を強化すること

四、役員を選任

日赤の使命に鑑みすべての役員を通じて人格識見ともに勝れたる人物を充てるよう留意すること

五、医療経営

医療機関の経営は本社直営として、公的医療機関としての性格を明確にし、且つ非常災害時において

ては、救護機関としての使命が十分に發揮されるようその運営方針を改善すること

六、委託業務

国は救護等に関する業務の委託を積極的に行い、これに関する助成の突を擧げること

七、救護業務従事者の扶助

救護業務従事者の扶助については、国家公務員災害補償法、労働基準法に基く災害補償と均衡を失しないよう措置すること

以上であります。

○長島銀藏君 討論は終結いたしました。直ちに採決に入らんことこの動議を提出いたします。

○井上なつゐ君 只今の動議に賛成いたします。

○委員長（梅津錦一君）只今の動議を取上げること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（梅津錦一君）さよう決定いたします。

○山下義信君 議事の進行につきまして……、小委員長は修正報告をいたしました。従いまして、小委員長の修正報告と中山委員の決議を別々に議決を願いたいと存じます。

○委員長（梅津錦一君）討論は終結したものと認めます。これより採決をいたします。日本赤十字社法案について先ず討論中でありました小委員長報告の修正案と議題に供します。本修正案に御賛成のかたの御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（梅津錦一君）全会一致でございます。よりまして、小委員長報告の修正案は可決せられました。

次に、只今採決されました小委員長修正にかかる部分を除いて、衆議院提出の日本赤十字社法案全部を問題に供します。修正の部分を除いた衆議院提出案に賛成のかたの御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（梅津錦一君）全会一致でございます。よりまして、日本赤十字社法案は全会一致を以て修正可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論中でありました中山委員提出の附帶決議を採決いたします。中山委員提出の附帶決議に御賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（梅津錦一君）全会一致と認めます。附帶決議は中山委員提案通り可決せられました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多數意見者の署名を附することとなつておりますから、本案を可とするかたは順次御署名を願います。

多數意見者署名

長島 銀藏 井上なつゐ
深川タマエ 大谷 雪洞
中山 壽彦 藤森 貞治
常岡 一郎 河崎 ナツ
山下 義信 谷口弥三郎

○委員長（梅津錦一君）御署名洩れはございませんか……御署名洩れないと認めます。なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（梅津錦一君）御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（梅津錦一君）速記を始め

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会